

# 重 点 事 项

# 1 社会福祉法人の経営について

## (1) 社会福祉法人経営研究会の報告書

昨年8月に、厚生労働省社会・援護局と社会福祉法人の経営者、学識者などで構成される社会福祉法人経営研究会が、報告書「社会福祉法人経営の現状と課題－新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業－」をまとめたところである。

報告書においては、これまでの社会福祉法人及びその経営について振り返り、経営環境の変化を踏まえて、今後の福祉経営の方向性を打ち出しており、その概要は参考1のとおりである。

また、報告書においては、「新しい福祉経営に向けての行政のあり方」について、参考2のとおり述べられており、法人認可のあり方、補助金等のあり方、法人・事業に対する指導監査のあり方等を見直すよう指摘されているところである。

## (2) 報告書を踏まえた対応

### ア 社会福祉法人審査基準等の見直し

報告書の趣旨を踏まえ、法人経営の自立性を高める観点から、本年度中を目途に社会福祉法人の認可及び指導監査等に関する通知等について以下の方向で改正を行うこととし、現在パブリックコメントを実施しているので、ご了解願いたい。

- 法人単位の資金管理
- 社会福祉法人の資産運用や収益事業の借入金に関する規制の緩和
- 法人指導・監査の重点化及び適正化
- 定款準則記載方法の簡素化 等

【詳細は福祉基盤課資料を参照】

また、都道府県等におかれては、以下の点について特にご留意いただくとともに、適切な対応を願いたい。

### ○法人認可のあり方、補助金交付のあり方

社会福祉法人の認可に当たっては、新たに事業を開始するごとに新規に法人を設立することを無条件に前提とするのではなく、既存法人の組織力、ノウハウ等を活用するなど、社会福祉法人が提供するサービス（ケア）の質、経営能力（経

営水準)が考慮されるように努めていただきたい。

○法人認可に先立つ各種基盤整備計画の策定や個別の補助金・交付金の交付決定に当たっては、ケアの質や経営能力を反映した決定が行われるように努めていただきたい。

#### イ 社会福祉法人指導監査の見直し

社会福祉法人の指導監査については、近年、運営に関わる不祥事や不適切な運営事例が散見される状況にあり、これらを未然に防止し、適正な法人運営を確保するため、問題のある法人については、より厳正な指導監査の徹底が求められている。

一方で、法人経営に対して極めて詳細に立ち入った指導を行ってきた従来型の行政の関与の在り方については見直しが必要である。

このようなことから、法人に対する指導監査の重点化を図るとともに、法人の指導監査と社会福祉施設の指導監査事項の見直しを図り、重複を避けることが必要である。

現行の社会福祉法人指導監査要綱については、都道府県、指定都市及び中核市の意見を踏まえ、本年度中に見直しを行うこととしているが、各都道府県等におかれは、法人の本質に関わる部分に問題を有する法人に対して厳しい指導監査を行うとともに、本質とはかけ離れたところでの過度に詳細な指導が行われることのないよう留意していただきたい。

また、全国社会福祉施設経営者協議会が、行政指導及び監査が適切に行われることを目的として、昨年11月1日に「行政指導、監査に関する苦情等相談窓口」を設置したところであり、窓口に相談のあった案件については、内容に応じて適宜厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室に協議いただくこととなっているので、ご了承ください。

**【詳細は指導監査室資料を参照】**

# 社会福祉法人経営の現状と課題

—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—

## これまでの福祉経営（Ⅰ、Ⅱ章）

- 1951（昭和26）年に創設
- 手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営
- 「一法人一施設モデル」、「施設管理モデル」
  - ・施設管理中心、法人経営の不在
  - ・事業規模零細
  - ・再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
  - ・画一的サービス
  - ・同族的経営

## 経営環境の変化（Ⅲ章）

- 特に90年代以降、大きな環境変化
  - ・公的給付総額の拡大
  - ・措置から契約へ、制度の普遍化
  - ・多様な主体の参入、競合
  - ・規制改革、イコール・フッティング論
  - ・財政的な制約の増大（補助金の見直し、介護報酬マイナス改定）
- 今後も新たなニーズの発生
  - ・2015年、2025年問題
  - ・認知症高齢者や独居世帯の増加
  - ・施設から在宅へ、地域生活支援
  - ・虐待、ホームレス等多様な福祉ニーズ

「規制」と「助成」から「自立・自律」と「責任」へ  
「法人単位の経営」へ（「施設管理」から「法人経営」へ）

## 新たな時代における福祉経営の基本的方向性（Ⅳ章）

### 規模の拡大、新たな参入と退出ルール

- ・複数事業を運営し、多角的な経営を行える  
＝「規模の拡大」を目指す
- ・新しい福祉・介護基盤の整備に当たっては、新規法人設立を当然の前提とせず、経営能力・ケアの質の確保の観点から既存法人の活用を考慮
- ・合併・事業譲渡、協業化の推進
- ・質の低い法人・経営者は退出を誘導
- ・（独）福祉医療機構等による経営診断・経営指導の強化

### 長期資金の調達

- ・施設の老朽建替や新規投資のための長期的・安定的な資金調達が課題
- ・（独）福祉医療機構融資について、償還期間の延長等融資条件の改善を検討
- ・民間金融機関の融資の拡大、直接金融の可能性等も検討課題

### ガバナンスの確立・経営能力の向上

- ・資金使途規制の緩和等による法人単位の資金管理により、経営の自由度を拡大
- ・公益事業の充実・活性化、収益事業の推進
- ・理事会・法人本部の機能強化
- ・中間管理職層の育成・確保

### 人材育成と確保

- ・介護従事者の質の向上
- ・介護報酬上の評価
- ・キャリアパスの形成
- ・マッチングシステムの強化
- ・雇用管理の改善
- ・労働生産性の向上

## 新しい福祉経営に向けた行政のあり方（Ⅴ章）

### ○新たな福祉の「産業政策」の確立が急務

- ・質の高い福祉の「担い手」の育成
- ・「施設整備偏重型」行政から「経営の質重視型」行政へ

### ○不必要に些細であったり、合理性に欠ける指導監督は見直すべき

### ○行政職員の意識の改革と質の向上

「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」(社会福祉法人経営研究会報告書) <抜粋>

V章 新しい福祉経営に向けての行政のあり方

- これまで、福祉経営の今後の基本的方向性(施設管理から法人経営へ)と、それを実現するための各課題について、主に社会福祉法人の経営の観点から述べてきた。
- 本章では、この問題についての行政の関与のあり方をまとめる。
- これまで見てきたとおり、社会福祉法人制度は、1990年代より以前には、わが国の福祉サービス提供の主体として位置づけられていた。  
しかし、1990年代以降、介護・福祉の分野においては、「地殻変動」とも言える変革を経験してきたが、行政においては、必ずしも福祉経営の側面からこの問題を本格的に捉えてこなかった。  
このため、介護・福祉サービス需要への対応は、1990年代以降も、それ以前と同様、施設の新規設置イコール新規法人の設立というパターンで行われてきたと言える。
- 2025年までに後期高齢者が倍増することを背景に、福祉・介護ニーズも大幅に増大すると見込まれる中で、今後もこれまでのような新規法人設立政策を無反省に継続して良いのだろうか。新たな「福祉の産業政策」が急務ではないか。
- 国、都道府県、市町村は、これからの介護・福祉基盤の整備について、その担い手のあり方を正面から検討する必要がある。
- また、法人経営に対して極めて詳細に立ち入った指導監督を行ってきた従来型の行政関与のあり方も、地域のニーズに応じた事業展開を行う経営やケアの力量を有する介護・福祉基盤の担い手を育成する上で、大きな障害になっている。このようなあり方も、見直しを行う必要がある。

1 福祉行政の現状と課題

(国、都道府県、市町村の役割)

- 社会福祉において、国・都道府県・市町村は、大きな役割を果たしている。これらの役割は、累次の法改正により変化しているが、社会福祉法人及び事業との関係を中心に、それぞれの役割をまとめると概ね次のようになる。

## [国]

- ・ 全国的な制度（法人制度については社会福祉法、事業については介護保険法、障害者自立支援法、福祉各法など(以下「各事業法」)）の企画立案
- ・ 各制度における基準（運用の基準を含む）・給付額の設定
- ・ 補助金及び給付の費用の分担

## [都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県」）]

- ・ 社会福祉法に基づく法人の認可・指導監督
- ・ 各事業法及びその基準に基づく施設・事業の許認可・指定、指導監督
- ・ 施設整備に関する事実上の調整
- ・ 広域的な基盤整備計画（都道府県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画、都道府県障害福祉計画、都道府県保育計画など）の策定
- ・ 補助金及び給付の費用の分担、市町村への補助金の交付

## [市町村]

- ・ 地域の基盤整備計画（市町村老人保健福祉計画・介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村保育計画など）の策定
  - ・ 給付の決定
  - ・ 給付の費用の一部負担
- ※ 2004（平成16）年介護保険法改正においては、「地域密着型サービス事業」が創設され、市町村もこれらの事業については、事業所の指定、指導監督権限を有することになった。

## （「施設整備偏重型」行政）

- これら行政にとって、1990年代以前における主な課題は、福祉サービスを確保することであり、中でも、新規施設の整備が中心的な課題となってきた。新規施設整備は多く法人の新規設立を伴ってきたため（一法人一施設）、小規模な法人が一般的となったことは、既に見たとおりである。  
1990年代に入ると、高齢化が急速に進行する中で、1989（平成元）年のゴールドプランの策定、1990（平成2）年の福祉8法改正による老人保健福祉計画の導入が行われ、これ以降、市町村・都道府県においてサービス供給の数値目標を定めた計画を策定し、これに基づいて国が財源を確保しながら全国的なサービス供給を推進する時代となった。このような中で、サービス供給は高齢者分野を中心に飛躍的に伸びたものの、行政における主な課題は、引き続き新規施設整備であり、これに伴う新規法人の設置というパターンは維持された。
- 介護保険制度導入後も新規施設整備のパターンは変わらなかったと言える。
- 新規施設整備の基本的なプロセスは、特別養護老人ホームを例にとると

次のようなものである。

まず、都道府県は、国が示す基本方針等に沿って、特別養護老人ホームの入所定員等を老人保健福祉圏域ごとに定め、これを老人保健福祉計画や介護保険事業支援計画に位置づける。次に、これらの計画の範囲内で、具体的に施設整備をどの法人が行うかを定めることになるが、この決定は、通常、国庫補助協議対象施設の選定とセットであり、この決定の判断要素は自治体によって異なるものの、施設の立地場所や法人の資産要件を満たしているかどうか等であると指摘されている。

### (質の高いサービスの実現へ向けた課題)

- 今後、後期高齢者が20年で倍増し、障害者の地域生活移行の増加が見込まれる中で、福祉ニーズはこれまで以上に増大し、より個別化、多様化したサービスが求められる。他方、国・地方の財政状況はますます厳しくなり、補助金・介護報酬等は抑制される見込みである。

そのような中で、より効率的で質の高いサービスを地域で確保することは容易な課題ではないが、この課題に対しては、行政が、「担い手」の質の問題を正面から考えていくことが非常に重要である。

- 特に、2006（平成18）年の三位一体改革において、都道府県に対する特別養護老人ホーム等（小規模なものを除く）への交付金が一般財源化された。その前年には、市町村に対して地域の介護基盤整備のための交付金が交付される制度が法定化された（地域における公的施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律64号）に基づく地域介護・福祉空間整備等交付金）。

今後、都道府県は、これらの施設の整備について権限を有する主体として、どのような方針をとるのか。市町村は、新たなサービスのニーズに対してどう対応するのか。この問題を考える上では、どのような担い手がこれらのサービスを担うかが極めて重要であることは明らかであろう。

## 2 方向性

### (1) 基本的方向性

#### (質の高い「担い手」の育成)

- これまでのような「まず施設整備ありき」という「施設整備偏重型」行政のあり方は、「質重視」型行政へ変わっていくべきである。
- 地域のケアの質の向上のためには、質の高いサービスを供給できる経営を行う主体を福祉の担い手として育成することが不可欠である。
- このような質の高い福祉経営は、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を新たに結合させることによって、従来のサービスに止まらない新たなサービス

を産み出す（即ち、「革新（イノベーション）」を生じさせる）ことが大いに期待できる。現に、これまで制度化されてきた新たな公的サービスのメニューは、質の高い事業者の先進的な実践によって創造されてきたのである。

- 今後、このような担い手を育成する「福祉の産業政策」がますます重要となっていくと考えられる。

## （２）新規の介護・福祉基盤整備における行政のあり方

### （法人認可のあり方、補助金等のあり方の見直し）

- 当面重要なのは、新規の介護・福祉基盤整備における質の考慮であろう。
- 既にIV章－1で述べたとおり、これまでのように一法人一施設を無条件に前提とした法人認可のあり方は見直すべきである。また、法人認可に先立つ各種基盤整備計画の策定・個別の補助金・交付金の交付決定に当たっては、透明なプロセスのもと、ケアの質や経営能力を反映した決定が行われるようにすべきである。また、健全な競争が行われるようにするためにも、質の低い法人・経営者の参入を許してはならないし、既存の法人・経営者であっても、そのような者は退出させるべきである。

## （３）新たな法人経営へ向けた支援

### （その他国、都道府県、市町村の果たすべき役割）

- 今後の法人経営の方向性は、縷々述べてきたように、「法人単位の経営」「『自立・自律』と『責任』の経営」である。
- その実現へ向けて、上記のように基盤整備のあり方の見直しの他に、国・都道府県・市町村が取り組むべき事項をまとめると、次のとおりである。

#### 〔国〕

- ・ 法令・基準（運用基準含む）の見直し。特に、法人の自立性を高める方向での規制緩和
- ・ 全国的な福祉に関するデータの収集・整理・提供
- ・ 調査・研究、エビデンスの収集

#### 〔都道府県〕

- ・ 法人認可、補助金・交付金の配分等における質の重視
- ・ 制度濫用（公益法人としての基本的ルール違反等）に対する厳しい指導監督
- ・ 「時代に合わない」、「不必要に些細な事項にわたる」、「無理解・誤解・思い込みに基づく」、施設・事業に対する許認可・指導監督は、行わない
- ・ 小規模市町村等への財政的・技術的支援



## 〔市町村〕

- ・ 地域の実情・ニーズ・（インフォーマルを含めた）社会資源を把握・分析し、住民の参画を得て、地域ケアの確立を目指すこと
- ・ 住民のエンパワーメント
- ・ そのための基盤整備（ハード・ソフト）

## （行政職員の「質の向上」）

- 以上の役割を的確に果たすためには、国、都道府県、市町村の職員の質の向上もまた、大きな課題である。現状では、事業者・専門職のレベルアップに行政が追いついていないと考えられる。

職員の質の向上のためには、自己研鑽・組織的研修により制度の趣旨及びその背景を十分に理解することはもちろんのこと、財政が厳しい折ではあるが、最低限の専門的な知識を有する職員は確保すべきである。また、行政、関係機関、専門職やその団体、研究教育機関が、顔の見える地域ネットワークを構築することも必要である。

## （法人・事業に対する指導監査のあり方）

- 最後に、指導監査のあり方について付言しておきたい。
- 現行の指導監査には、社会福祉法、福祉関係各法、障害者自立支援法、介護保険法等の各制度に基づくものがあるが、それぞれの機能分担を明確にして重複を避けるとともに、ポイントを絞って行うことも必要である。
- 例えば、社会福祉法に基づく法人監査においては、法人の資金が不正に外部に流出することは、社会福祉法人の本質である非営利性にかかわるルール違反であってその防止は重要性が高いものと考えられることから、これらにポイントを置き、場合によっては課税当局等とも連携して厳しく対応すべきである。
- 他方、施設・事業の運営のチェックについては、それぞれの事業を規制する福祉各法・障害者自立支援法や介護保険法に基づく指導監査に委ねるべきである。この場合においても、過度に詳細な指導は避け、最低基準・指定基準の遵守、適正な報酬の請求にポイントを絞るべきである。なお、サービスの質の向上は、第三者評価や情報公開・提供等による競争条件の整備によって行うことを基本とすべきである。
- 同様に、労働関係法規や消防関係法規の遵守状況については、法人監査ではなく、それぞれの法令に基づく立入検査や担保措置に委ねることを基本とすべきである。

## 2 災害対策等について

### (1) 防災態勢の強化について

近年、政府の中央防災会議において、首都直下型地震など大規模地震を想定した防災対策が策定されており、都道府県においても大規模災害の発生に備えた対策を準備しておくことが求められている。従前より、大規模災害を含め災害発生時に迅速な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について」（平成9年6月30日厚生省社会・援護局保護課長通知）等を示しているところであるので、これらを踏まえ、今後とも、より一層の連絡体制の強化や適切な応急救助の実施体制の整備を図りたい。

また、例年、梅雨期及び台風期には災害が発生しやすい時期であることから、昨年においても「梅雨期及び台風期における防災態勢強化について」（平成18年5月22日中防災第16号 内閣総理大臣通知）が出されているところであるので、十分に留意の上、一層の防災態勢の強化等をお願いしたい。

### (2) 災害救助法等の運用について

#### ア 災害救助に係る実施体制の整備

##### ① 都道府県における体制

都道府県は、災害救助法の実施主体であるため、特に災害発生の際には、迅速な対応が求められるところである。このため、次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局との役割の明確化について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、災害救助法の適用や応急救助の実施等にあって迅速かつ円滑な対応を行われたい。

a 災害救助法の適用の決定については、その後の応急救助の実施に大きく影響を及ぼすものであることから、災害救助法所管課においては、法の趣旨を十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行い、速やかに知事等の裁決手続きをとるなど十分な対応を行われたいこと。

b 災害救助法の適用の判断に際しては、災害によっては、被害住家数のみに拘泥することなく、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれの有無についても十分考慮すること。なお、市町村の一部の

地域において、同様のおそれが生じた場合についても、当然含まれるものであるため、重ねて留意されたいこと。

- c 適切な災害救助法の適用が行われるためには、災害発生又はそのおそれがある場合に、速やかに被害状況を把握することが必要であるが、市町村との間の連絡体制が不十分である都道府県が見受けられることから、早急に連絡体制について確認するようにされたいこと。
- d 災害救助法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から本省に対してもその内容について逐次情報提供されたいこと。
- e 応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応とともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用して福祉避難所を開設するなどの対応を行われたいこと。また、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であるため、ご留意願いたい。なお、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備を図るとともに、こうした対応について、市町村に対しても周知を図られたいこと。
- f 災害救助法を適用した都道府県においては、救助の一部を市町村に委任することができることとなっているが、応急仮設住宅の設置については、その仕様などで市町村間の均衡に配慮した広域的な調整が必要であるので、委任の内容や方法について、市町村と相談の上で判断するなど慎重を期されたいこと。
- g 応急仮設住宅については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストの作成をされたいこと。また、災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置が行えるよう、設置に関する手引きの作成や図上訓練の実施等により、あらかじめ災害発生時の実務や事前準備等を明確にされたいこと。
- h 応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたいこと。

- i 住宅の応急修理については、速やかな実施を求められていることから、あらかじめ実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図られたいこと。また、市町村に委任する場合は、実施要領や事業者指定の手続き等について予め研修会等を通じて周知をされたいこと。
- j 障害物の除去の対象者については、自らの資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ない者に限りその対象としているところであるので、できる限り適正な判断をするとともに、対象者の判断に時間をとられることなく迅速な障害物の除去を行われたいこと。

## ② 市町村への助言

市町村における災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、管内市町村の状況等を十分把握した上で、次の事項に留意して適切な助言を行われたい。

- a 特に特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれの有無等により、災害救助法の適用を検討する可能性がある場合には、迅速に被害状況等の情報提供を受けるなど連携の強化
- b 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制の確保
- c 災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法の明確
- d 災害発生後、混乱した状況下においても的確に把握できる体制を整えるとともに、迅速な都道府県への報告
- e 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画及び関係諸規定の点検

## ③ 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために都道府県が管内市町村に対して関係職員を対

象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

この趣旨を踏まえて、各自治体における災害対応時における経験や地域住民の要望等を踏まえて、被害の軽減化や未然防止化及び応急救助における各部局間・行政間等の関係者間での認識の一致等を目指して本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

また、昨今多発している自然災害の経験を教訓として、例えば、避難所の運営や福祉避難所の支援に係るマニュアルの作成等についても補助対象としているので、ご承知おき願いたい。

特に、福祉避難所のリーフレット等の作成及びその他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方向なので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金 (災害救助対策等事業)

ア 実施主体 都道府県

イ 補助率 1/2

ウ 具体的な内容

- ① 市町村災害救助関係職員研修会等
  - ・ 研修会、連絡協議会
  - ・ 実務マニュアル等の作成 等
- ② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進
  - ・ リーフレット (特に福祉避難所に関するもの)、パンフレット等の作成
  - ・ 災害ボランティアの育成
  - ・ 危機管理専門家等の講演会 等
- ③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業
  - ・ 災害時の心のケア活動研修会
  - ・ 図上訓練の実施
  - ・ 各種事項のマニュアルの作成 (発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の支援、仮設トイレの設置等)
  - ・ 応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会の開催 等

#### ④ 都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金等の支給に関する法律の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月頃に予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

### イ 災害救助基準等

#### ① 一般基準

災害救助法の救助の程度、方法、期間等について、災害救助基準が定められているところである。平成19年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行う予定であり、詳細については事前にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

#### ② 特別基準

災害救助法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合には、速やかに当室に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

(今年度の例)

- ・ 救助期間の延長、救助単価のアップ 等

### ウ 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等特別な配慮を要する者の避難支援については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改訂）」が定められており、都道府県においては、次の事項についても留意しつつ、適切な救助を実施されたい。

- ・ 災害時要援護者に対しては、災害時に特別な配慮が必要なことから、あらかじめ福祉避難所を指定しておくとともに、平常時から施設管理者等との連携の構築や、施設利用方法の確認等を行っておくこと

- ・ 紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材については、生活必需品として給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の給与に必要な実費を、一般の避難所の単価に加算することができることとなっていること
- ・ 避難所において、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、オストメイト対応ポータブルトイレを含めた障害者用トイレ、仮設スロープ等の設置が可能なこと
- ・ 福祉避難所を始めとした避難所に紙おむつ、ストーマ用装具などの備蓄が災害救助基金により可能なこと
- ・ 紙おむつ、ストーマ用装具などについて、円滑な供給を行うことができるよう、予め備蓄の実施、事業者団体等の協定の締結など、必要な体制整備を図っておくこと

## エ 災害弔慰金等

### ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体との間で連絡を密に取られるよう、管内市町村に対して周知願いたい。

### ② 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

なお、昨年、居住の事実がないにもかかわらず住民登録地で被災し、家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが発生したところである。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うよう改めてご留意願いたい。

(参考) 平成18年度に災害救助法を適用した災害 (平成19年2月現在)

災害名	都道府県	適用市町村	適用日	法適用条項
平成18年6月長雨土砂災害	沖縄県	那覇市	6月15日	4号
		中頭郡中城村		4号
平成18年7月豪雨	長野県	諏訪市	7月19日	1号
		諏訪郡下諏訪町		1号
		岡谷市		4号
	鹿児島県	大口市	7月22日	1号
		出水市		3号後段
		薩摩川内市		3号後段
		薩摩郡さつま町		3号後段
伊佐郡菱刈町		3号後段		
始良郡湧水町	3号後段			
宮崎県	えびの市	7月22日	1号	
台風13号	宮崎県	延岡市	9月17日	4号
北海道佐呂間町における竜巻災害	北海道	常呂郡佐呂間町	11月7日	4号

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）について

ア 国民保護救援基準の改定

平成19年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改定作業を行う予定であるが、詳細については事前にお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

イ 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国



民保護の救援に関するマニュアル作成事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の対象としているところであるため、運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図られたい。

(参考) 国民保護(救援)関連対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金(災害救助対策等事業)

- ・実施主体 都道府県、指定都市
- ・補助率 1/2
- ・具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業

武力攻撃事態等における救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県および指定都市が、管内市区町村が国民保護計画等を作成する上で、参考となる救援に関するマニュアルを作成する。

ウ 国民保護救援関連活動資機材整備事業について

日本赤十字社においては、NBC(N:NUCLEAR「核」、B:BIOLOGICAL「生物」、C:CHEMICAL「化学」)災害や放射能汚染事故等が発生した場合に、救援活動を行うため、平成17年度より5カ年で、本社・支部において、救護班に除染機能付きエアテントや防護服等を整備しているところであるため、ご承知おき願いたい。

(参考) 国民保護救援関連活動資機材整備事業の概要

○除染機能付きエアテント

NBC災害時に被災地域から搬送されてきた被災者の体から、汚染された衣服を脱がし、身体等に付着した有害物資を取り除く(除染)ための資機材。

○防護服

救護員本人が直接汚染された空気に触れることで感染する一次感染、救護する際に有害物資に汚染された被災者から感染する二次感染を防止するためのもの。

○自動体外式除細動器

NBC災害等の混乱時により、心肺停止等の危険に陥った住民に微電流によるショックを与えることで、救命措置を行う機器。